

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第18号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、保証人になろうとする者に当該所得がない場合にあつては、条例第13条第2項に規定する債務を負担することができる市長が認める資力を有すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)